

令和 4 (2022) 年 6 月 1 日

所属長 各位

高根沢町長 加藤 公博

## 高根沢町低入札価格調査制度の調査基準価格設定等に関する運用について

標記の件について、高根沢町低入札価格調査制度実施要綱（令和元年高根沢町告示第 119 号。以下「要綱」という。）第 4 条及び第 7 条の運用を下記のとおり定めたので通知します。

なお、令和元（2019）年 11 月 1 日付け高総第 307 号「高根沢町低入札価格調査制度の調査基準価格設定等に関する運用について」は廃止します。

## 記

## 1 対象工事の区分

土木電気通信設備工事、土木機械設備工事、下水道機械設備工事及び下水道電気設備工事は、要綱第 3 条第 2 項第 1 号アの設備工事には含まないものとする。

## 2 調査基準価格の設定

## (1) 対象工事の調査基準価格の設定（要綱第 4 条第 2 項第 1 号関係）

調査基準価格の算定にあたり、次表の「工事の種別」に掲げる工事の積算上の各費目については、「要綱第 4 条第 2 項第 1 号でいう経費等の区分」の欄に示すとおりに区分するものとする。

工事の種別		要綱第 4 条第 2 項第 1 号でいう経費等の区分			
		①直接工事費 に区分するもの	②共通仮設費 に区分するもの	③現場管理費 に区分するもの	④一般管理費 等に区分するもの
鋼橋上部工事	鋼橋製作工 (工場製作)	直接工事費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等
土木電気通信設備工事	機器単体費 (工場製作)	直接製作費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費	一般管理費等
土木機械設備工事	製作費	直接製作費	間接労務費	工場管理費 設計技術費	一般管理費等
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等

下水道機械 設備工事	機器費	機器費×1/2	機器費×1/4	機器費×1/4	一般管理費等
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等
下水道電気 設備工事	機器費	機器費×1/2	機器費×1/5	機器費×1/5	機器費×1/10
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等

なお、土木電気通信設備工事において機器単体費を、土木機械設備工事において製作費（製作原価に一般管理費を加えた額）を見積り等（積み上げ積算以外）により決定した場合、要綱第4条第2項第1号でいう経費等の額は次のとおりとする。

- ① 直接工事費 = (機器単体費又は製作費) × 1/2
- ② 共通仮設費 = (機器単体費又は製作費) × 1/5
- ③ 現場管理費 = (機器単体費又は製作費) × 1/5
- ④ 一般管理費等 = (機器単体費又は製作費) × 1/10

ただし、表の「工事の種別」に掲げる工事において見積り等（積み上げ積算以外）により決定した場合、見積り内訳で直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に相当する額（割合）が明示されているときは その額（割合）によるものとする。

- (2) 「工事価格への積上費（請負率対象外）」が含まれる工事の調査基準価格の設定（要綱第4条第2項第1号関係）

「工事価格への積上費（請負率対象外）」が含まれる工事については、要綱第4条第2項第1号の規定に代えて次の規定を適用するものとする。

調査基準価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額
- オ 工事価格への積上費（請負率対象外）の額

### 3 基本調査及び数値的判断基準（要綱第7条関係）

- (1) 基本調査の実施及び数値的判断基準の算定にあたり、1(2)の表の「工事の種別」に掲げる工事の積算上の各費目については、同表の「要綱第4条でいう経費等の

区分」の欄に示すとおりに区分するものものとする。

- (2) 「工事価格への積上費（請負率対象外）」が含まれる工事の基本調査及び数値的判断基準の設定（要綱第7条第1項関係）

「工事価格への積上費（請負率対象外）」が含まれる工事については、要綱第7条第1項第5号の規定に代えて次の規定を適用するものとする。

入札書記載金額が、次に掲げる額（円未満切捨て）のアからオまでの合計額からカを減じた額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

- ア 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額
- オ 工事価格への積上費（請負率対象外）の額
- カ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

#### 4 その他

この運用は、令和4（2022）年6月1日から適用する。